

R I ・ 研究所等廃棄物処理処分への取組について

平成 12 年 12 月 26 日
科学技術庁原子力局

1. R I ・ 研究所等廃棄物は、放射性同位元素使用施設、試験研究用原子炉、核燃料物質等使用施設等から発生する放射性廃棄物であり、これらの処理処分実施体制の早期確立は、原子力研究のみならず、医療・農業・工業等、我が国の原子力開発利用を幅広く進めていく上で、極めて重要な課題。
2. 当該廃棄物については、平成 10 年 5 月に原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会において報告書「R I ・ 研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」（以下「専門部会報告書」という。）が取りまとめられ、同年 6 月には、当該廃棄物処分への取組に関する原子力委員会決定が行われたところ（参考 1）。
3. 原子力委員会決定においては、2000 年頃の処分事業主体設立に向けて、当該廃棄物の主たる発生者である日本原子力研究所（以下「原研」という。）、動力炉・核燃料開発事業団（現、核燃料サイクル開発機構。以下「サイクル機構」という。）及び社団法人日本アイソトープ協会（以下「R I 協会」という。）により設置された「R I ・ 研究所等廃棄物事業推進準備会」（以下「準備会」という。）において、「処分に係る実施体制や資金確保方策等についての具体的検討が進められることを期待する」とこととされた。
4. 準備会では、専門部会報告書、原子力委員会決定等を踏まえて検討を行い、以下の結論に達した。
 - (1) 当面、R I ・ 研究所等廃棄物の大部分を占める「コンクリートピット処分」及び「素掘り処分」の対象となる廃棄物について処理処分事業を進めるのが適切。
 - (2) 処理処分事業の具体化に向けて処分地の立地等処理処分事業に関する調査、本格的な普及啓発活動等を早期に開始することが必要。
 - (3) 行財政改革が進められていること等を勘案すると、これらの調査活動等については新たに法人を設立することなく、放射性廃棄物の処理処分に関する知見を有する公共性の高い既存法人に委ねることが適当。
 - (4) 当該廃棄物の主たる発生者である原研、サイクル機構及び R I 協会の三者が緊密に連携をとりつつ、当該法人の業務を支援していくことが必要。
5. このような検討結果を踏まえ、準備会は、放射性廃棄物の処理処分に関する知見を有する「財団法人原子力施設デコミッショニング研究協会」（以下「RANDEC」という。）に協力を要請。これを受け、平成 12 年 12 月 14 日、RANDEC は、事業として新たに R I ・ 研究所等廃棄物関連事業を追加するとともに、組織名称を「財団法人原子力研究バックエンド推進センター」（以下「センター」という。）とすること等を内容とする寄附行為の一部変更の認可を申請。

6. 当庁では慎重に審査を行った結果、当該寄附行為の変更は妥当との結論に達し、平成12年12月25日付で認可を行ったところ。なお、準備会については、平成9年の発足以来、処分事業の基本的枠組に関する検討を積極的に行い、その使命を概ね全うしたと判断されることから、これを発展的に解消し、業務をセンターへ引き継ぐこととなった。
7. 今後、センターは、原研、サイクル機構及びR1協会の支援の下に、大学、民間研究機関等との連携協力を図っていくこととしている。
8. これにより、R1・研究所等廃棄物の処理処分については、処分地の立地等処理処分事業に関する調査、本格的な普及啓発活動を開始する段階となり前進することになる。
9. 当庁としては、今後、センターにて処分地の立地等処理処分事業に関する調査、普及啓発活動等が適切に実施されるよう指導を行うとともに、制度・関係法令の整備の要否に係る検討を始めとして、処理処分実施体制の確立等に積極的に取り組んでいくこととしている。

R I ・ 研究所等廃棄物処分への取り組みについて

平成10年6月9日
原子力委員会決定

1. 当委員会は、原子力バックエンド対策専門部会（以下「専門部会」）から、R I ・ 研究所等廃棄物処理処分に関する基本的考え方についての調査審議の結果について報告を受けた。
専門部会は、各界各層の有識者で構成され、技術的・制度的事項に関して幅広い審議を2年半余りにわたり行い、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対して国民からの意見募集を行った。当委員会としては、こうした検討経過を踏まえ、専門部会報告書がR I ・ 研究所等廃棄物処理処分の基本的な考え方について、国民各界各層の意見が適切に集約・反映されたものであると考える。
2. 我が国では40年以上にわたり、大学及び研究機関における研究や医療機関における治療・診断など様々な分野において、R I や核燃料物質等が利用されてきた。専門部会報告書では、これらの利用に伴い発生したR I ・ 研究所等廃棄物について、廃棄物に含まれる放射性物質の濃度等を踏まえた安全かつ合理的な処理処分方策、安全確保のための関係法令及び安全基準等の整備の進め方、関係機関における責任及び役割分担の考え方、処分実施体制の在り方、研究開発の進め方、クリアランスレベルの導入など、廃棄物処理処分を行う上で必要と考えられる事項についての基本的考え方が取りまとめられており、当委員会としてはこれらの専門部会報告書の結論は妥当と判断する。
3. 今後は、専門部会の報告書を尊重し、R I ・ 研究所等廃棄物の安全かつ合理的な処理処分を確実に実施するために、国において、安全基準等の策定に関する調査審議が進められ、関係法令の整備等所要の措置が講じられるとともに、2000年頃の処分事業主体設立に向けて、社団法人日本アイソトープ協会、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団により平成9年10月に設置されたR I ・ 研究所等廃棄物事業推進準備会において、処分に係る実施体制や資金確保方策等についての具体的検討が進められることを期待する。
4. 当委員会としては、こうした各般の施策が総合的に進められることが重要であると考えており、関係機関より適宜状況を聴取することにより状況を的確に把握しつつ、実施体制の早期確立等、処分事業の着実な実施を推進する。

RI・研究所等廃棄物処理処分事業の事業計画(例)

事業計画

(操業50年間、管理50～300年間)



処分場の例



用地面積：100万平方メートル（1km × 1km）